

長野県テニス協会 ジュニア強化指定選手選考基準

長野県テニス協会 強化委員会

1. 目的

長野県テニス協会 強化委員会が実施するジュニア強化指定選手の選手選考基準を示す。
上記に選考された選手を「強化指定選手」と呼ぶ。

2. 強化指定選手について

2-1. 強化事業

事業は、強化指定選手の練習(遠征、トレーニング合宿を含む)の場を提供するものである。

2-2. 強化指定選手選考基準

2-2-1. 基本理念

長野県テニス協会ジュニアシード基準表に該当する大会において2-2-2. 項に該当する成績を収めた選手の中で

①強化指定選手としての自覚を持ち、強化事業に積極的・継続的な参加をする選手。

②コート内外でのマナーを重んじ、行動を心掛けている選手。

を強化指定選手として選考する。

なお、強化指定選手は、小中学生を対象とする。

(補足:強化練習日に自己都合の練習/合宿を優先し欠席する事は、基本的には認められない。
大会出場、学業・学校行事の為に欠席は認める。)

2-2-2. 指定期間

【カテゴリーⅠ】中学3年の12月まで、強化指定選手とする。

各年度の最終月までは辞退は認められない。(年度切り替え時のみ認める。)

一度辞退した場合、再指定は行わない。

【カテゴリーⅡ】

該当大会の終了翌月から強化指定選手と指定/認定し、1年間を指定期間とする。

2-2-3. カテゴリー指定

該当する大会終了後、強化指定選手カテゴリーⅠ/Ⅱ、新規登録の見直しを行う。

【カテゴリーⅠ】

①シングルス県予選の**3位**までの選手をカテゴリーⅠに推薦する。

②①以外で、2-2-1. に関連する、シングルス全国大会に出場した選手を推薦する。

③長野県テニス協会理事長、ジュニア委員長、強化委員長のいずれか1名の推薦を得られた選手。

【カテゴリーⅡ】

①シングルス県予選の4位～6位までの選手をカテゴリーⅡに推薦する。

②長野県テニス協会理事長、ジュニア委員長、強化委員長のいずれか1名の推薦を得られた選手。

2-2-4. カテゴリーの特典

【カテゴリーⅠ】

①長野県テニス協会 強化委員会主催の強化練習会に参加出来る。

②上記委員会が主催する合宿(遠征試合など)に参加出来る。

③選手が辞退しない限り、中学3年の12月まで、強化指定選手として、強化練習会に参加出来る。

【カテゴリーⅡ】

①長野県テニス協会 強化委員会主催の強化練習会に指定期間内、参加出来る。

2-3. 強化練習参加費用について

2-3-1. 参加費

①強化練習の参加費は2000円/1回とする。

②ただし、合宿(遠征試合、トレーニング合宿)の場合は、不足費用を追加召集するものとする。

2-3-2. 参加費の納入

①強化指定選手に指定された翌月(第1回目の参加練習を示す)から、翌年の1月分までを一括納入する事。
(委員会の会計の締めが毎年1月末の為)

②H24年度の強化指定選手は、納入した月分以降の費用は

指定期間 あるいは H26年1月の内、早い期間分の費用を一括納入する事。

中学3年生は、H25年12月までを指定期間とするので、12月分までを納入する。

③カテゴリーⅡの選手は、強化選手指定後、予定されている合宿(遠征試合、トレーニング合宿)を除いた回数分の費用を一括納入する事。

(合宿に推薦された場合、2000円/回を追加納入する。)

3. その他

H25年12月7日 一部改版。

以上